

様式第6（第8条関係）

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

山口県知事 殿

報告者

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月 日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出ガス 量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	排出ガス中の 酸素濃 度(%)	測定 箇所	特定施設 の名称及 び使用状 況	分析 年月日	測定結 果($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$)	試料 採取者	分析者	備考

表2 排出水

採取年月 日及び時刻	測定場所		特定施設 の名称及 び使用状 況	分析 年月日	測定結 果($\text{pg-TEQ}/\text{L}$)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)						

表3 ばいじん等

採取年月 日及び時刻	試料の種 別	採取箇所	特定施設 の名称及 び使用状 況	分析 年月日	測定結 果($\text{ng-TEQ}/\text{g}$)	試料 採取者	分析者	備考

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
- 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
- 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 5 排出ガスにあっては表1、排出水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
- 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」とい

う。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。

8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。